

「別海町障がい者計画(第3期)(素案)」に寄せられた意見に対する別海町の考え方について

平成29年1月30日から平成29年2月28日まで、「別海町障がい者計画(第3期)(素案)」に係るパブリックコメントを実施したところ、1団体2個人18件のご意見・ご提案をいただきました。

寄せられたご意見等を公表するとともに町の考え方を示します。

なお、提出されました意見等については、原文を尊重し掲載しておりますことを申し添えます。

No.	提出された意見	町の考え方
1	<p>基本的考え方を示す「障害者計画」をPDCAサイクルで見直すことは、適切か？</p> <p>第3期計画では、「実施状況の把握、点検等を行い、計画の進行管理を行う」とした上で、「PDCAサイクルのプロセス」が図示されていることから、「PDCAサイクル」を念頭に「点検・改善」をおこなうこととしているようである。</p> <p>一般的に、「PDCAサイクルでの分析・評価」を行う場合、年度毎に具体的に「何をどこまで進める」か到達目標を明示し、毎年度末にその達成度合いを検証し、年度当初の目標が達成できない場合、「何が問題で達成出来なかったか原因を究明」し、然るべき「改善」を加えた上で、次の年度に順調に進捗することを期する。そのような手続きを計画年度中繰り返し、最終年度末には計画で予定した成果が得られるようにする手法であることをご承知の通り。</p> <p>どちらかという、「PDCAサイクル」の手法は現場での実務の進捗に際し、旨く進捗していない時「改善」を行って計画通りの進捗を図ろうとする場合に用いられる。その上で、いくら「改善」を行っても順調に進捗しない時に実務の方法に対する「考え方」を変えて進捗を図る、というのが一般的ではないか。したがって「考え方」を変える前の段階で用いる手法だと考えられる。</p> <p>また、「PDCAサイクル」手法を用いて「基本的な考え方」を見直すとする、計画期間中に、度々、「基本的考え方」を見直すことになり、その度に（「障がい者計画」を実際に作り直すかどうかは別として）「障がい者計画」の内容が実質的に変わる、ということになるのではないか。</p> <p>そのようなことから、基本的考え方を示す「障害者計画」を、PDCAサイクルで見直すことは、適切か否か、多少疑問を感じるが、その点どうお考えか。</p>	<p>計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等の検証をするため、具体的な取組内容の点検が不可欠となります。</p> <p>本町においては、基本計画の目標に基づき、関係各課等に施策の実施状況等を照会し、進捗状況や取組内容の継続性や改善点を把握し、実務的に継続すべき内容は継続とし、改善が必要なものは早急を実施するなど、計画に記載のない内容についても、必要に応じた施策内容の改善・見直しを行い、進行管理体制を図っております。</p> <p>また、障害者総合支援法でも、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を実施することとし、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他必要な措置を講じることとされていることから、本計画においても、同様の考え方を基本としています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、P59【第5章 計画の推進にあたって (4) 計画策定後の点検・推進体制】を上記説明の内容及び計画年度の中間年(平成32年)に分析・評価を行い見直しを検討する旨の内容に修正いたします。</p>

No.	提出された意見	町の考え方
2	<p>P1～4（質問） 18年度から始まり35年度まで「計画」が続くようですが、「実施」「検証」はいつ行われるのですか？ 通常では、「計画－実施－検証」のながれで事が進むものと考えますが、長い年月をかけての「計画」しか示されてないように読みました。</p>	<p>No. 1に同じです。</p>
3	<p>P41 ①と② 聴覚障がいについては、新得町の取りくみに学んでほしいです。 公共施設や銀行などの窓口、コンビニなどに、日常会話を手話で伝えられる人を増やしてください。そのため初歩的な手話を身に付ける講座を設けてほしいです。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、P53【第4章施策の展開 2 社会参加に向けた自立を支えるまち (4) 社会参加の促進 ①移動・意思疎通に関する支援】に「手話奉仕員養成研修の実施」について追記します。</p>
4	<p>中途障がい者の働く場、活動の場について パソコン教室を平成13年より開いていて16年が経ちました。300人近くの方が通われました。 平成26年度より障害2級の、途中で障害をもたれた方を教えて2年半になります。かなりのレベルまで達しており、次はパソコンを使って働くことが出来ないかと考えています。 別海町に、この方他にも若くて中途障害者になられた方がいらっしやると思っています。 重度中途障害者等職場適応助成金・障害者トライアル雇用奨励金を活用し職場環境を整えて、入力代行（会議議事録作成、図面作成等）、点字入力、パソコンの苦手な人のインターネット利用のサポート等、パソコンを使った仕事を提供できないかと検討しております。 しかし、地方では仕事量の確保に問題があり中々実現できません。そこで、別海町として中途障害者の雇用を取組んでいただけないかと願っています。 途中で障害をもたれた方が働き甲斐のある仕事をし、活気ある生活を送れるよう願っています。御検討のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>障がいのある方の雇用については、地域における関係機関との連携により、障がい特性や状態に応じた多様な機会の確保が必要と考えております。 中途障がいは突然の疾病や事故による身体的なダメージはもとより、障がい受容、失業、家族関係などの急激な変化による様々な問題を乗り越え社会復帰しなければならず、心理的、経済的にも特有の困難さがあると理解しており、本計画「第4章2の(2)雇用・就労の促進」においては、障がい種別や、中途障がいに関らず、障がいのある方への就労支援や制度の周知啓発について施策を掲げております。 今回いただいたご意見を参考とし、個々の障がい特性や状況に配慮するとともに、就労の場の確保につきましても、町内における民間事業者に対する雇用制度の周知や、ハローワーク等との連携により雇用の拡大に努めてまいります。</p>
5	<p>第2期計画での「点検・評価・改善」の内容を示すべき 第2期計画で、「計画が実効的に推進されているかを点検・評価し・改善点がある場合には改善に向けての方針を出す」とある。 5年間に亘り実践してきたその「点検・評価」がどのような内容であったのか、「改善点」があったのか無かったのか、あった場合どのような「改善に向けての方針」が出されたのかが、第3期計画策定において前提となったはずである。 第3期計画策定において評価結果がどのように反映されたのかについて、第3期計画で説明されたい。</p>	<p>第2期計画では、5つの基本目標の下、13部門47項目にわたる施策を掲げました。 第3期計画の策定にあたり、庁内の関係各課や関係機関に進捗状況等の把握、評価を行い、その内容を策定委員会において精査し、改善点を踏まえ第3期計画の施策に反映しているところです。 第2期計画の評価結果や策定委員会の検討内容を全て第3期計画に掲載することは難しいですが、P40以降の第4章各基本目標の大項目ごとに掲げている【現状と課題】に、点検、評価、改善点等を集約した内容が記載されておりますので御理解ください。</p>

No.	提出された意見	町の考え方
6	<p>P 1 1 児童生徒数について（質問・要望）</p> <p>中標津高等養護学校在籍の生徒の通学方法が知りたいです。入寮者と通学者数、進学の場合の交通手段（保護者送迎、民間バスなど）</p> <p>本町で小中学校の特別支援教育を受けた子どもにとって、次のステップとして距離も近く通学での保護者の負担も大きくない隣町の学校を希望するのは当然だと考えます。</p> <p>保護者の負担軽減と生徒の安全確保のため、高校前での乗降できる通学バス運行を望みます。周辺の市町村と連携して、共同運行も可能ではないかと考えます。</p>	<p>本町から中標津高等養護学校在籍している生徒7名のうち、寄宿舎で生活している方は5名、自宅から通学している方は2名です。</p> <p>自宅から通学している2名のうち、保護者送迎が1名、バス利用が1名となっています。</p> <p>進学先は、特別支援教育を受けた児童に限らず、本人の希望や選択により様々ですが、知的障がいのある児童（保護者）が、より手厚い支援や将来の自立に向けた職業訓練、生活習慣を学ぶために、高等養護学校を選択されていると思います。</p> <p>障がいの状況により、寄宿舎での生活やバスの利用が困難なため、やむを得ず保護者が対応せざるを得ない場合もあると思いますが、一方で通学や帰省のためのバス利用が、将来の自立や社会参加のための訓練の機会となっている側面もあります。</p> <p>高等養護学校でも、バスターミナルまでの送迎を行うなど、バスを利用するための支援や安全面への配慮も行っています。</p> <p>現時点で、通学バスを検討する予定はなく、計画には反映しませんが、今後も通学する児童や保護者の意見を聞きながら、必要に応じて検討してまいります。</p>
7	<p>P 1 3 バリアフリー化・P 2 9⑤生活環境の整備（要望）</p> <p>私共が良く利用する場所に、ぷらと、マルチメディア館、公民館があります。</p> <p>中には、ひざや足腰が弱って階段昇降が辛い方もいろいろな会合やサークル、講演に参加したいと思っています。</p> <p>小規模なものでもいいので、エレベーターの設置を望みます。</p> <p>特に計画中の（仮称）生涯学習センターには必ず設置してください。</p>	<p>P 4 4【第4章施策の展開 1 日々の暮らしの充実を支えるまち (3) 生活支援の充実 ④居住環境等の整備・改善】に記載のとおり、障がいのある人をはじめ高齢者など、町民が安心して暮らせるよう公共施設等のバリアフリー化に努めます。</p> <p>なお、マルチメディア館はバリアフリー構造です。マルチメディアホールは上部入り口階段横の通路から、ホール中央部に段差なく入ることが出来ますのでご活用ください。</p>
8	<p>P 1 5 サービス事業者一覧表（要望）</p> <p>在宅の障がい者（医療行為あり）をショートステイできる場がほしいとの家族の声があります。病院内にあれば一番安心です。ぜひ考えていただきたいです。</p>	<p>障害福祉サービスの短期入所は、障がいのある方なら一定の手続きを経て利用することが可能ですが、事業所の人員基準等により、夜間休日の医療職（看護師等）が不在になることから、常時医療行為を必要とする方は事実上利用できない現状があります。</p> <p>医療行為を伴う障がい者が利用できるショートステイは、重症心身障がい児者病棟を有する病院に限られており、釧根管内には無く、美幌町や帯広市、旭川市など遠方の市町にある施設を利用しなければなりません。</p> <p>全国的には、重症心身障がい児者等が身近な地域で短期入所できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援する事業が始まっておりますが、北海道ではまだ実施されておられません。</p> <p>現段階では見通しが立たないため、計画に反映することができませんが、今後、国や北海道の動向を見ながら、検討してまいります。</p>

No.	提出された意見	町の考え方
9	<p>P 2 0 . 2 1 サービス利用状況（意見・要望）</p> <p>サービスを利用しない人が多い、サービスを知らないのが課題とこのことですが、サービスを提供する側の工夫も足りないのではと思います。利用者からの切実な声（4つの・）はすぐに改善し、より使いやすいサービスにしてください。（町指定の薬局を増やす、土日の作業所）使えるサービスを一覧表にして対象の人に配布してください。（ホームページにのせるだけでは不十分です。）</p>	<p>P 4 1 【第4章施策の展開 1 日々の暮らしの充実を支えるまち（2）相談支援体制の整備 ①広報・情報提供の充実】に記載のとおり、障がいのある人とその家族等へ充実したサービスが受けられるよう、情報のバリアフリー化を含め広く周知を図ります。</p>
10	<p>P 2 6 ③教育・④療育・福祉サービス（要望）</p> <p>デイサービスの利用希望・利用は多くないとありますが、町の放課後デイサービスは児童枠がせまく、週1回のみ、しかも幼児から利用の児童のみという超せまき門で、利用しづらいと聞いています。利用の方の「行かないよりましかな」と思っている」との声もあります。内容と人数枠を広げ充実させてください。</p>	<p>P 5 0 【第4章施策の展開 2 社会参加に向けた自立を支えるまち（1）教育・療育の充実 ②障がいのある子どもの地域生活・家庭支援】に記載のとおり、障がいのあるお子さんの社会との交流の促進や生活能力向上のための訓練等を受けることのできる、放課後等デイサービス事業の充実努めます。</p>
11	<p>P 2 7 ⑥困ったことや相談（要望）</p> <p>親の会や障がい特性を学び交流するための会がいくつかできていますが、情報を交換し、その中で専門家に相談するための窓口が欲しいです。若いお母さん方は孤立しがちです。</p>	<p>P 5 0 【第4章施策の展開 2 社会参加に向けた自立を支えるまち（2）教育・療育の充実 ③発達に不安をおもちの子ども等への支援体制の確保】に記載のとおり、発達に不安をおもちのお子さんの家族等に対し、困っていることなどの相談、情報の提供、助言等支援に努めます。</p>
12	<p>P 2 7 ⑦将来・⑧理解（意見・要望）</p> <p>小さい町では、学校も職場も選択肢がありません。障がいに起因する不登校や学業不振の心配を相談する場やフリースクール、デイサービスなど選択肢がほしいです。</p>	<p>P 4 1 【第4章施策の展開 1 日々の暮らしの充実を支えるまち（2）相談支援体制の整備 ②相談支援体制づくり】に記載のとおり、障がいのある人や障がいのあるお子さんなどの様々な相談に対し、専門職員や各地域の民生委員児童委員等による相談支援体制の充実を図ります。</p>
13	<p>P 2 8 ①移動手段（要望）</p> <p>送迎（通院・買い物）を家族にたのむのは、酪農などの家庭では不可能に近く、障がい者自身が使えるような、デマンドタイプのバスの運行など工夫してください。</p>	<p>P 5 3 【第4章施策の展開 2 社会参加に向けた自立を支えるまち（4）社会参加の促進 ①移動・意思疎通に関する支援】に記載のとおり、ノンステップバスの整備やデマンド型交通など、移動手段の充実努めます。</p>

No.	提出された意見	町の考え方
14	<p>P 31 ③発達の遅れや障がいの理解 ④特別支援教育</p> <p>学校の先生、とくに通常クラスの先生方が発達障がいの特性をきちんと理解し、サポートしてくれているとは思えません。通常クラスにいる支援の必要な子へのサポート、例えば、小サイズの宿題などのプリントを少し拡大して与えるなど、学習面での支援、友人関係や休み時間の様子を目を配って声をかけるなど生活面での支援をお願いしたいです。</p> <p>特別支援担当の先生だけが支援するのではなく、通常級の先生にも特別支援サポート研修を望みます。</p> <p>全職員がサポートを心がけて下されば、この子たちの生きにくさは軽減されます。</p>	<p>P 4 9【第4章施策の展開 2 社会参加に向けた自立を支えるまち (2) 教育・療育の充実 ① 療育・障がい児教育の充実】に記載のとおり、障がいの多様化に対応するため各種研修会等の充実による、教員等の指導力及び資質能力の向上に努めます。</p>
15	<p>P 3 4 ③障がいのある人からの意見</p> <p>当事者の声に耳をかたむけ、改善し要望を実現してください。</p> <p>「本人中心」がこれからのキーワードです。その人がどうしたいのか、そのために周囲の人や行政が力をつくす、そんな考えが町民にも町職員にも根づいてほしいです。</p>	<p>P 5 5【第4章施策の展開 3 共に支えあう共生のまち (2) 啓発と交流の促進 ①理解と交流の促進】に記載のとおり、様々な施策により、町民みんなが障がいや障がいのある人への理解を深めるための、意識啓発の促進に努めます。</p>
16	<p>P 4 9 教員研修の充実</p> <p>P 3 1の③にも重なりますが、特別な支援（ちょっとした配慮）が必要な子は、クラスの中に複数いると考え、幅広いサポート体制を整備してください。</p>	<p>P 4 9【第4章施策の展開 2 社会参加に向けた自立を支えるまち (2) 教育・療育の充実 ① 療育・障がい児教育の充実】に記載のとおり、障がいの多様化に対応するため各種研修会等の充実による、教員等の指導力及び資質能力の向上に努めます。</p>
17	<p>P 5 4 ③社会参加の促進 (要望)</p> <p>入院中の人、施設入所の人、在宅の人が、障がいがあっても選挙権を行使したい人は、それができるように手立てを工夫し、投票できるようにしてください。</p>	<p>公職選挙法第49条に不在者投票が規定されております。不在者投票は、選挙の当日、一定の事由によって投票所におもむいて投票できないと見込まれる選挙人又は身体に重度の障がいがある選挙人のために、選挙期日の前でも投票ができるよう設けられた制度であり、北海道選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設において行われます。</p> <p>町内では、以前から町立別海病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホームで不在者投票が実施されております。</p> <p>また、在宅においては同法第49条の2及び公職選挙法施行令第59条の2に規定される、重度の身体障がい者や要介護の方等の依頼に応じて、現在する場所で投票することができる郵便投票があります。</p> <p>その他、心身の故障その他の事由により氏名等を記載することができない場合に、投票所において補助人をつけて行う代理投票や視覚障がいの方の点字投票等もあります。</p> <p>上記のように、すでに制度があるため、計画には反映しませんが、P 5 4【第4章施策の展開 2 社会参加に向けた自立を支えるまち (3) 社会参加の促進 ③社会参加の促進】に記載のとおり、投票が困難な方に対し、合理的配慮をもって投票の支援をします。</p>

No.	提出された意見	町の考え方
18	<p>P 5 6 ②③④ (意見・要望)</p> <p>全国的にいじめや、いじめによる自殺などが続いていて、相手に対する寛容さが無いため差別がいじめにつながっているように思います。 幼児（保育所・幼稚園）から小中学校、そして高校を卒業するまでの間、年1回の「心の学習」を取り入れてください。 人は、みんなちがっていて、どの人も差別やいじめでつらい思いをしてはならない。「みんなちがって みんないい」の心を育ててほしいです。「いじめはいけないこと」と何度も学校や家庭で教えることが大切だと思います。</p>	<p>P 5 6【第4章施策の展開 3 共に支えあう共生のまち (2) 啓発と交流の促進 ④福祉教育・福祉学習の推進】に記載のとおり、幼稚園・小学校・中学校における福祉体験学習や人権教育の推進、障がいのある人との交流機会の充実を図るとともに、障がいへの理解促進に努めます。</p>